

○ 適用除外

219	<p>答申14（行情）29 「札幌医科大学附属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定書及び添付意見書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">不起訴記録についても「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用対象外とすることを認めた例	<p>2 本件対象文書に対する情報公開法の規定の適用の可否について</p> <p>(1) 刑事訴訟法53条の2の趣旨等</p> <p>刑事訴訟法53条の2は、「訴訟に関する書類」については情報公開法の規定は適用しない旨を規定している。</p> <p>同条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、①「訴訟に関する書類」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑事訴訟法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることによるものである（総務省行政管理局編・詳解情報公開法）。</p> <p>不服申立人が指摘する平成10年5月15日の衆議院内閣委員会における政府委員の答弁も、「整備法7条で刑事訴訟に関する書類・押収物について情報公開法の規定の適用を除外した立法趣旨であるが、刑事訴訟に関する書類については、個人情報等の情報公開法の不開示情報に該当するものが大部分である。そして、刑事司法手続の一環として、被疑事件・被告事件に関して作成された書類であり、その適正確保は、司法機関である裁判所により判断されるべきものである。そして、刑事訴訟法は、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めている。そして、この閲覧を拒否された場合の不服申立てについては、準抗告の手続による。そういったことを理由とするとともに、今申し上げたように、その開示・不開示の要件、手続については完結的な制度が確立しているために、情報公開法の適用除外としたもの」としており、上述したところと同様であると認められる。</p> <p>すなわち、「訴訟に関する書類」については、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ大きいものであることや、刑事訴訟手続の特殊性等を総合考慮した結果、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続にゆだねることとされ、情報公開法の規定の適用が除外されたものと考えられる。</p>
-----	--	---

(2) 不起訴記録が刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当することについて

ア 刑事訴訟法53条及びこれを受けてその閲覧請求権を定めた刑事確定訴訟記録法4条1項は、裁判所が被告事件に関して作成し、又は提出を受けて事件記録として編てつした記録である「訴訟記録」を対象とするものであり、不起訴記録については、この規定による閲覧請求が認められていないことは、不服申立人の指摘するとおりであり、不起訴記録の公開に関しては、刑事手続上は、刑事訴訟法47条の規定が存するのみである。

不起訴記録については、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人情報に該当するとともに、犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ大きいものであるという点においては、「訴訟記録」と異なるところはない。のみならず、不起訴記録については、裁判の証拠資料として公判廷に提出され、公開の法廷において審査の対象とされたものではなく、捜査密行の原則の下に取得され、かつ、起訴に至らない段階における犯罪の嫌疑の有無に関するものであって、関係者のプライバシーの保護の要請は「訴訟記録」より一層強く働くものと考えられる。また、当該事件自体が起訴されないものであるとしても、その記録が開示された場合には、関連事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす可能性があるほか、他の事件においても、開示されることを危惧し、その関係者が今後の捜査等への協力をちゅうちょすることなどによる将来の刑事訴訟手続への支障のおそれも否定できないところである。

このような観点から、刑事訴訟法53条の2は、同法47条と同様に、「訴訟記録」より広く、不起訴記録をも含む概念である「訴訟に関する書類」という用語を用い、刑事確定訴訟記録法4条1項の閲覧対象とならない不起訴記録についても、これを情報公開法の適用対象外とすることを定めたものと解される。

すなわち、刑事訴訟法53条の2は、不起訴記録については、上記のとおり、訴訟記録と同様に典型的に秘密性が高く、不開示情報に該当するものであるという性質を有することに加え、刑事訴訟手続の特殊性等を踏まえ、その開示等の取扱いが同法47条の限度に制約されることもやむを得ないものとして、情報公開法の適用除外を定めたものと解されるのである。

(略)

ウ なお、不服申立人は、本件対象文書が既に公訴時効の完成した刑事事件に係る不起訴記録（以下「時効不起訴記録」という。）であるとして、このような記録については情報公開法によって開示すべきであると主張する。刑事訴訟法53条の2の文理上、時効不起訴記録が「訴訟に関する書類」から除外され、これが情報公開法の開示請求の対象となるという解釈は採り難い上、実質的に見ても、このような記録であっても、時効完成前と同様に同法47条の規定に基づいて公にされる可能性があるものであり、また、典型的に秘密性が高く、一般に開示するのを相当としないという点において、時効不起訴記録と時効完成前の不起訴記録とで

		<p>異なることはない認められる。したがって、この点に関する不服申立人の主張は、採用し難い。</p> <p>エ 以上のことから、本件対象文書は、本件刑事事件の捜査の過程で取得され、又は作成された書類であり、不起訴記録として、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当するものと認めるのが相当である。</p> <p>(3) 本件特定対象文書について</p> <p>本件特定対象文書は、本件刑事事件に係る不起訴裁定書及びその原案並びに捜査報告書が札幌地方検察庁から札幌高等検察庁又は最高検察庁に提出されたものとして、開示請求の対象とされているものであるが、その存否はさておき、上記1(2)のとおり、捜査記録を構成するという当該文書本来の性質が、上級庁に提出されたことによって変化するものとは言えない。</p> <p>したがって、本件刑事事件を直接捜査した札幌地方検察庁が保有する不起訴記録中の不起訴裁定書等に限らず、被疑事件の捜査について検察内部における協議等のために同検察庁から提出され、札幌高等検察庁又は最高検察庁が保有するとされる本件特定対象文書についても、同様に「訴訟に関する書類」として、刑事訴訟法53条の2の規定が適用されるものと解される。</p>
220	<p>答申15(行情)464 「特定自動車に関する文書の不開示決定(適用除外)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法36条の3第3項による情報公開法の適用除外の範囲について判断したもの 	<p>2 申請書等の法の規定の適用除外の適否について</p> <p>諮問庁は、申請書等に記載されている内容のうち、自動車登録ファイルに記録されている事項については車両法に規定する登録事項等証明書の交付請求によるべきであり、申請書等は法の規定は適用されない旨説明することから、申請書等が法の規定の適用が除外される文書に該当するか否かについて、以下検討する。</p> <p>自動車は、これを運行の用に供しようとする場合には、自動車登録ファイルに登録しなければならないとされており(車両法4条)、登録を受けていない自動車の登録を受けようとする場合(新規登録)、登録されている型式等の事項に変更があった場合(変更登録)、新規登録を受けた自動車について所有者の変更があった場合(移転登録)等において、国土交通大臣に対して申請することとされている。同法7条1項の規定によれば、新規登録の際の申請書には、車名及び型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名又は名称及び住所、使用の本拠の位置及び取得の原因を記載することとなっているが、このうち取得の原因を除いたその余の事項が、同法9条の規定により、自動車登録ファイルに登録されることとなっている。</p> <p>また、登録を受けた自動車等の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならないとされ(車両法62条)、継続検査の際の申請書には、自動車登録番号、車台番号、使用者の氏名又は名称及び住所を記載することとなり、同大臣は、自動車の検査等に関する事項を自動車登録ファイルに記録するものとされている(同法72条)。</p> <p>このように、登録申請書に記載される事項と自動車登録ファイルに登録される事項は必ずしも一致しているものではなく、また、車両法21条の規定に見られるように、同法では、登録申請書と自動車登録</p>

		<p>ファイルを条文上明確に区別して規定しており、自動車登録令6条1項では、「自動車登録ファイルは、現在記録ファイル及び保存記録ファイルとする。」と規定されていることから、同法36条の3第3項の自動車登録ファイルには登録申請書は含まれず、両者は全く別の行政文書であることは明らかである。</p> <p>また、継続検査申請書についても、自動車登録番号等の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載することとされているものの、これは検査対象の自動車を特定するための手続上のものであって、上記事項以外に、申請年月日、申請先、申請者の印影等の自動車登録ファイルには記録されない事項も記載することとされていることから、登録申請書と同様に車両法36条の3第3項の自動車登録ファイルには含まれないことは明らかである。</p> <p>さらに、登録申請書又は継続検査申請書と併せて提出される添付書類についても、申請に係る事実関係を登録又は検査を実施する運輸支局等が確認するために、申請者に提出を求めるものであり、自動車登録ファイルに登録されないものも数多く含まれ、また、車両法の規定においても、自動車登録ファイルとは明確に区別されて規定されていることから、登録申請書及び継続検査申請書と同様に解するのが相当である。</p> <p>ちなみに、不動産登記法151条の10では、登記所において編てつされる登記簿と登記簿への記載のために登記申請者から提出される登記申請書等の附属書類の双方が明文で法の規定が適用されない旨規定されている。このような他の法令の規定からみても、車両法の規定により法の規定の適用が除外されているのは、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルのみであって、申請書等は含まれていないと解さざるを得ないものである。</p> <p>したがって、申請書等は、法の規定の適用が除外される文書ではなく、法の規定が適用される行政文書であると解すべきである。</p>
221	<p>答申16（行情）34</p> <p>「特定の業務上過失致死被疑事件に係る検視に関する文書の不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <p>・ 検視調書等について訴訟に関する書類の該当性を認めたもの</p>	<p>2 刑訴法53条の2の訴訟に関する書類について</p> <p>刑訴法53条の2の規定する訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、同法53条の訴訟記録に限られず、裁判所不提出記録、不起訴記録のいかなを問わないものと解される。</p> <p>また、刑訴法53条の2が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した理由は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続にゆだねることとしたものと解される。</p> <p>3 訴訟に関する書類該当性について</p> <p>福岡地検における検視及び司法解剖の手続並びに各手続の過程で福岡地検において作成又は取得される文書及びその性質については、上記第3の1の諮問庁の説明のとおりであるものと認められ、いずれも特定の変死体について、それが犯罪によるものであるか否かを捜査機関が判断するために行う活動に関して作成される文書であって、いずれも特定の変死体についてそれが犯罪によるものであるか否かを種々の観点から検討・判断した内容が記載されているものと解され、</p>

		<p>個人のプライバシーや犯罪の捜査に深く関係するものと認められる。 (略)</p> <p>6 本件不開示決定の妥当性について</p> <p>以上のことから、本件対象文書につき、刑訴法53条の2の訴訟に関する書類に該当し、法の適用される行政文書に該当しないとして不開示とした決定について、①諮問庁が、変死体発見受理簿は行政文書であるが開示請求の対象文書に含まれないとして、これを対象としなかった本件不開示決定は妥当であるとしていることについては、変死体発見受理簿は本件開示請求の対象文書であるものと認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきであるが、②変死体発見受理簿を除くその余の文書については、これを福岡地検において保有するか否かにかかわらず、いずれも訴訟に関する書類に該当すると認められるので、法の適用される行政文書に該当しないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。</p>
222	<p>答申17(独情)11</p> <p>「厚岸局における料金別納扱いの不適正事案に関する復命書兼報告書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政監察官の復命書兼報告書について訴訟に関する書類の該当性を認めたもの 	<p>(2) 本件対象文書の訴訟に関する書類該当性について</p> <p>諮問庁は、本件対象文書は、釧路監査室が独自に入手した複数の情報により、郵便法83条違反(料金を免れる罪)容疑で司法警察員である郵政監察官が捜査に着手し、その内容及び結果について作成した事件記録であり、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類に該当すると説明する。</p> <p>一方、異議申立人は、本件に係る事件は郵政監察官が「犯罪性はない」と当日の現場において判断しており、事件当日、証拠保全、関係者からの事情聴取もしていないことから、事件の捜査ではなく、通報内容の事実確認、現地調査にすぎず、本件の場合には訴訟に関する書類に該当しない旨主張する。</p> <p>当審査会において本件対象文書を見分したところ、その記載内容から、郵政監察官は、本件に係る事件につき、郵便法83条違反容疑があるとして捜査したものと認められ、また、報告日が異なる多数の捜査報告書を含むことから、郵政監察官が捜査に着手し、その内容及び結果について作成した事件記録であるとの諮問庁の上記の説明は首肯できるものである。</p> <p>また、郵政監察官は、刑事訴訟法246条に基づき書類及び証拠物を検察官に送致するものとされており、本件に係る事件の捜査記録である本件対象文書も、その性質において将来訴訟記録等になる可能性のある書類であることは明らかである。</p> <p>したがって、本件対象文書は、訴訟記録、不起訴記録及び不提出記録のいずれにも該当しないが、上記(1)のとおり、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類に該当し、法は適用されないものと認められ、不開示とすることが相当である。</p>
223	<p>答申22(行情)55</p> <p>「特定医療刑務所が保有する被収容者身分帳簿の別添書類の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判決言渡日より後に作成 	<p>1 本件対象文書について</p> <p>本件対象文書は、特定医療刑務所が保有する知的障害を有する者1名に係る被収容者身分帳簿の別添書類である。</p> <p>本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、標題、各項目、作成日、作成した検察庁名、検察事務官の氏名及び印影(割り印を含む)、照会番号、犯歴番号、犯歴番号の右側に記載された個人に割り振られた番号、頁数、当該被収容者の氏名、生年月日、氏名通常読</p>

<p>され、刑の執行関係文書に添付された前科調書について、刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」として法の適用除外とするのではなく、法5条1号により判断した事例</p>	<p>み、本籍、裁判の日等（裁判の日、確定の日、刑の始期、仮釈放（仮出獄）の日、刑執行終了の日、執行猶予取消決定の日及び執行猶予取消決定の日）、裁判所名等（裁判区分、確定事由、言渡裁判所及び執行猶予取消裁判所）、刑名刑期金額等、罪名並びに未決勾留日数に関する情報が記載されていることが認められる。</p> <p>諮問庁は、当初、本件対象文書は、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用除外とされるため不開示と説明していた。ところが、補充理由説明書2において、標題、各項目、作成日、作成した検察庁名、検察事務官の氏名及び印影（割り印を含む。）、照会番号、頁数並びに刑名刑期金額等欄の手書き記載部分については、開示すべきであるが、その余の犯歴番号、犯歴番号の右側に記載された個人に割り振られた番号、当該被収容者の氏名、生年月日、氏名通常読み、本籍、裁判の日等、裁判所名等、刑名刑期金額等（手書き記載部分を除く。）、罪名及び未決勾留日数に関する情報（以下「本件不開示部分」という。）については、法5条1号本文前段に該当し、なお不開示とすべきであるとしているので、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。</p> <p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 法5条1号該当性について</p> <p>本件対象文書を見分すると、本件対象文書には、特定被収容者に係る情報が、当該被収容者の氏名、生年月日、本籍等を含む形で記載されていることから、全体として、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の情報が該当すると認められる。</p> <p>また、本件不開示部分には、法5条1号ただし書きに該当する情報が記載されているとは認められない。</p> <p>(2) 法6条2項による部分開示の可否について</p> <p>ア (略)</p> <p>本件対象文書を見分すると、当該部分のうち、犯歴番号、犯歴番号の右側に記載された個人に割り振られた番号並びに特定被収容者の氏名、生年月日、氏名通常読み及び本籍は、当該被収容者の個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示はできない。</p> <p>これら以外の裁判の日等、裁判所名等、刑名刑期金額等（手書き記載部分を除く。）、罪名及び未決勾留日数は、特定被収容者の個人識別部分に該当するとは認められない。</p> <p>イ (略)</p> <p>本件対象文書を見分すると、個人識別部分には該当するとは認められない裁判の日等、裁判所名等、刑名刑期金額等（手書き記載部分を除く。）、罪名及び未決勾留日数を公にした場合、本件対象文書が被収容者身分帳簿（知的障害を有する者1名分）（特定医療刑務所保有）の別添書類という、ある程度内容が限定されている文書であることを踏まえれば、例えば、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能になると認められる。</p> <p>その場合、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である、刑事裁判等の内容という極めて不利益な事実に係る情報</p>
---	--

		<p>が、当該関係者に知られることになり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められ、法6条2項による部分開示をすることはできない。</p>
23-29	<p>答申23（行情）206 「特定防衛施設局が記録した特定事案に係る「ヒアリング調査議事録」の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定防衛施設局が記録した特定事案に係る調査委員会報告書について、刑事事件の告発状の添付資料とはされておらず、また、証拠物として押収された形跡も認められないなどの理由から、「訴訟に関する書類及び押収物」該当性を否定した例 	<p>1 本件対象文書について 本件対象文書は、「特定事案に係る調査委員会の報告書（特定日 a、特定警察署に告発するに至った根拠資料）」（本件対象文書）であり、処分庁は、本件については現在特定警察署において捜査中であるため、本件対象文書を公にした場合、同署の捜査に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当するとして不開示決定（原処分）を行った。（略）</p> <p>3 本件対象文書の「訴訟に関する書類」該当性について (1) 諮問庁を通じ、本件対象文書の特定警察署、特定地方検察庁での取扱い状況の確認を依頼したところ、特定警察署からの回答として、 ① 特定警察署においては、本件対象文書を含む捜査関係資料は「事件事故関係捜査資料一式」として保管している。本件対象文書については、供述調書作成の際に参考とした。本件対象文書は、告発状の告発理由の裏付けとなる資料として認識している。 ② 特定警察署から特定地方検察庁に対して、告発状そのものは事件送付の際に提出したが、本件対象文書は提出していない。よって、特定地方検察庁に保管されている「不起訴記録」には、本件対象文書はつづられていない。 とのことである。 (2) 諮問庁に確認したところ、特定警察署長に提出した本件対象文書は、 ① 原本ではなくその写しであって、原本はその後処分庁において保管していた、 ② 提出した本件対象文書の写しは、同署長宛ての告発状に添付はせず、別途参考資料として任意に提出したものに過ぎず、証拠物として押収されたものでもない とのことである。また、諮問庁から、処分庁が保有する本件告発事案に係る告発状及び押収品目録交付書の写しの提示を受けて確認したが、本件対象文書ないしその写しは、告発状の添付資料とはされておらず、また、証拠物として押収された形跡も認められない。 (3) 上記（1）及び（2）のほか、本件対象文書の作成者及び作成の経緯・目的に照らしても、本件対象文書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当しないことは明らかである。</p>
23-30	<p>答申23（行情）290 「中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事案につき海上保安庁が撮影したビデオの不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上保安官が撮影したビデオについて、公務執行妨 	<p>1 本件対象文書について 本件対象文書は、本件事案に関して海上保安庁が撮影したビデオである。（略）</p> <p>2 訴訟に関する書類該当性について (1) 刑訴法53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類を言い、同法53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。</p>

	<p>害被疑事件の被疑者である中国漁船船長は不起訴処分となっているものの、当該被疑事件の捜査の過程において、証拠とするために撮影されたことなどを理由に、「訴訟に関する書類」該当性を認めた例</p>	<p>刑訴法53条の2が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した理由は、これらの書類が類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続にゆだねることとしたものである。</p> <p>(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、本件事案に係る公務執行妨害被疑事件の捜査の過程において、海上保安庁の巡視船に乗船していた海上保安官が当該被疑事件の証拠とするために撮影したものであり、当該事件の証拠として海上保安庁石垣海上保安部において厳重に管理しており、また、当該被疑事件については、被疑者である中国漁船船長が不起訴処分となり中国に帰国しているものの、検察審査会により2回にわたり起訴相当の議決がなされているとのことであった。</p> <p>当該被疑事件の経過については公知の事実であり、上記諮問庁の説明のおおりと認められ、本件対象文書は、当該被疑事件の捜査の過程で作成・取得された書類であると認められる。</p> <p>したがって、本件対象文書は、訴訟に関する書類に該当し、刑訴法53条の2第1項の規定により法の規定が適用されないものと認められる。</p>
<p>24-31</p>	<p>答申24（行情）385 「第五管区海上保安本部に属する巡視艇うらなみの航海日誌のうち平成22年11月10日の航海に係る記録を含むものの不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象文書が過去に捜査機関に押収されたという一事をもって刑訴法53条の2第1項の訴訟に関する書類に該当すると認めることはできないとした例 	<p>1 本件対象文書について 本件対象文書は、海上保安庁が保有する巡視艇うらなみの航海日誌の平成22年11月分の一部である。 (略)</p> <p>2 訴訟に関する書類該当性について (略)</p> <p>(3) (略) 原処分は、当該航海日誌が過去に捜査機関に押収されたという一事をもって、本件対象文書を訴訟に関する書類に該当すると判断したものと認められ、それ以外に理由がないとのことであるので、当該航海日誌が既に捜査機関から還付され、当該被疑事件が不起訴処分になったことを考慮すると、本件対象文書については、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいとまでは言えず、訴訟に関する書類に該当すると認めることはできない。</p>
<p>26-26</p>	<p>答申26（行情）42 「第十一管区海上保安本部に属する船舶の航海日誌の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 航海日誌の一部分について、当該文書そのものは、船員法等の規定に基づき作成、保管されているものであり、捜査目的で作成、保有されている 	<p>2 訴訟に関する書類該当性について (1) 刑訴法53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑訴法53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。</p> <p>刑訴法53条の2が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものであ</p>

	<p>ものではないので、その写しが検察庁に送致されているとしても、刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」には該当しないとした例</p>	<p>る。</p> <p>(2) 文書10について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。</p> <p>ア 航海日誌は月ごとに1冊作成され、各巡視船艇内で保管されるものであり、文書10の巡視船よなくにの航海日誌についても同様である。</p> <p>イ 文書10のうち、刑事訴訟法53条の2第1項を理由に不開示とした部分は、表紙、編成、乗員名簿、要目及び本件事件当日（平成22年9月7日）に係る毎日の各部（以下、併せて「本件部分」という。）であり、本件部分の写しは、本件事件に係る公務執行妨害等被疑事件の捜査の過程で石垣海上保安部から那覇地方検察庁石垣支部に送致された書類に含まれている。</p> <p>ウ 当該被疑事件については、那覇地方検察庁において不起訴処分とされた後、那覇検察審査会による2度の起訴相当の議決を受けて那覇地方裁判所に起訴されたが、被疑者である中国人船長が中国に帰国しているため、平成24年5月17日付けで同裁判所において公訴棄却とされた。</p> <p>(3) 本件部分の写しが刑事事件の捜査の過程で捜査機関に提出されているとしても、本件部分は、巡視船よなくに内で保管されている航海日誌の原本の一部であり、船員法等の規定に基づき作成、保管されているものであって、刑事事件に関して作成、取得された文書ではないので、刑事訴訟法53条の2第1項の訴訟に関する書類に該当せず、法の適用される行政文書に該当すると認められる。</p> <p>したがって、原処分の文書10についての不開示部分のうち、本件部分が訴訟に関する書類に該当するとした部分については、刑事訴訟法53条の2第1項の解釈適用を誤っていることから、これを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。</p>
27-24	<p>答申27（独情）54</p> <p>「特定宿泊施設特定事件に係る文書の不開示決定（法人文書非該当）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本私立学校振興・共済事業団の場合、専ら共済業務に係る文書は法の対象から除外されているところ、共済業務に従事する事業団の職員が起こした特定事件に係る文書は、事業団としての職員の人事管理に関するものというべきであるから、「専ら」共済業務に係る文書とは認められないと判断した例 	<p>2 本件対象文書の法人文書該当性について</p> <p>(1) 法2条2項4号、法別表第二及び施行令3条により、事業団が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの（専ら同表下欄に掲げる業務に係る文書等が、同欄に掲げる業務以外の業務に係る文書等とは別の文書等ファイルに保存されているもの）は、法の適用対象となる法人文書から除くと規定されている。</p> <p>当該別表第二の下欄に掲げる業務として、「事業団法23条1項6号から8号までに掲げる業務、23条2項に規定する業務、23条3項1号及び2号に掲げる業務」が掲げられている。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ 諮問庁は、本件対象文書は、かつて私立学校教職員共済組合が行っていた業務であって、事業団法23条1項8号（共済法26条1項2号）に基づき行っている共済業務のうちの福祉事業の一環として経営する宿泊施設に係るものであり、専ら共済業務に係るものであり、他の業務に係るものと明確に区分して管理されているものと説明する。</p>

		<p>ウ 確かに、特定宿泊施設特定事件は、福祉事業の一環として経営する宿泊施設に関連して起きたものであり、当該事件に関して事業団が作成・保有することとなった本件対象文書が、共済業務に関連するものとして、他の業務に関するものと明確に区分した文書ファイルで保有されている状況からすれば、外形的には法人文書から除外された文書と認められないものではない。</p> <p>しかし、本件対象文書は、共済業務に従事する事業団の職員が起こした特定事件に対し、事業団としての対応が必要になり、そのために作成・取得された文書であって、その内容は事業団としての職員の人事管理に関するものと言うべきであり、その対象となった業務が共済業務であるからといって、その職員の人事管理上の文書までが、上記で述べた法の適用対象から除外される「専ら」共済業務に係るものとは認められない。</p> <p>エ したがって、本件対象文書は、専ら法の別表第二下欄に掲げる業務に係る文書には該当せず、当該理由をもって不開示とした決定は妥当ではなく、本件開示請求に対し、事業団としての人事管理に関する法人文書として、開示決定等すべきである。</p>
29-22	<p>答申30（行情）14 「平成27年司法試験問題漏えい事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「捜査機関に提出した告発関係書類の写し」について、諮問庁が法5条1号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示を主張したことに對し、告発状は、捜査の端緒となる告発（刑訴法239条）の内容を示す文書であり、被疑事件に関して作成又は取得された書類であるところ、刑訴法53条の2第1項に定める訴訟に関する書類に該当するものであり、また、訴訟に関する書類には、訴訟記録や告発状のほか、当該告発状の添付書類を含む趣旨であるとして、告発状の写し及び添付資料について訴訟に関する書類 	<p>2 訴訟に関する書類該当性について (略)</p> <p>(2) 当審査会において見分したところ、文書1は、特定考査委員に対する国家公務員法違反の事実に基づく告発状に添付された文書の写しであると認められる。</p> <p>告発状は、捜査の端緒となる告発（刑訴法239条）の内容を示す文書であり、被疑事件に関して作成又は取得された書類であるところ、告発状の取扱いについては、刑訴法242条の規定等により、当該公訴事件の事件記録に編てつされ、捜査中であれば刑事事件の捜査記録、公訴提起がされた場合であれば当該事件の訴訟記録又は不提出記録、不起訴処分とされた場合であれば当該事件の不起訴記録の一部として保管されるものであるから、告発状は、刑訴法53条の2第1項に定める訴訟に関する書類に該当するものである。そして、同規定は、その対象を訴訟記録に限定せず、訴訟に関する書類と規定していることからすると、訴訟に関する書類には、訴訟記録や告発状のほか、当該告発状の添付書類を含む趣旨であると解するのが相当である。</p> <p>また、文書1は、上記訴訟に関する書類の写しであるが、その場合でも、内容は原本と全く同一であることから、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</p> <p>以上を踏まえると、文書1は、告発状そのものではないが、告発状の添付書類の写しであり、全体として訴訟に関する書類に該当するものであるから、刑訴法53条の2第1項の規定に基づき、法の規定が適用されないものと認められ、不開示としたことは結論において妥当である。</p>

	<p>該当性を認め、不開示としたことは結論において妥当とした例</p>	
1-26	<p>答申1 (行情) 228 「記録閲覧を拒否したとされる特定個人の事件記録等の不開示決定(適用除外)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管期間が満了した訴訟記録のうち、保管検察官が特に必要があると認めて特別処分により保存されている記録は、当該記録自体が訴訟記録としての性質を失うものではないことから、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定は適用されないとして不開示とした例 	<p>2 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について(略)</p> <p>(2)「訴訟に関する書類」該当性(略)</p> <p>エ そこで検討するに、本件対象文書は、特定事件の判決書及び事件記録であり、特定の刑事事件に関して作成又は取得された書類であると認められる。そして、刑訴法53条の2が「訴訟に関する書類」につき、法の規定を除外した理由については、諮問庁が説明するとおり、これらの書類が、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることも考慮されたことによるものである。したがって、本件対象文書が、特別処分により保存されている記録であっても「訴訟に関する書類」としての性質を失うものではない。また、諮問庁が主張する、刑事参考記録等の保管期間が満了した訴訟記録については、その満了によって刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法4条に基づく閲覧請求権は消滅するとする考え方に立つとしても、保管又は保存期間の満了後の訴訟記録については、その満了によって上記閲覧請求権が消滅するにすぎず、当該記録自体が訴訟記録としての性質を失うものではないことから、刑訴法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当しないこととなるものではなく、上記閲覧請求権が消滅することによって、法の適用対象外とされていたものが改めてその対象になるとは解しえない。</p>
○	<p>〔再掲〕 答申3 (行情) 146 「特定検察官が辞職した結果、業務の継続的遂行に生じる障害について分析した文書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」は、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるとして、原処分において法8条の規定により不開示とした部分のうち「訴訟に関する書類」について、結論において妥 	<p>整理番号3-8の答申参照</p>

	当であるとした例	
--	----------	--